

第二十七回
国会

参議院逓信委員会會議録第三号

昭和三十一年十一月八日(金曜日)午前
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 官田 重文君
理事 手島 栄君
松平 勇雄君
鈴木 張君
長谷部ひろ君

委員

石坂 豊一君
剣木 亨弘君
新谷寅三郎君
前田佳都男君
光村 基助君
森中 守義君
山田 節男君
横川 正市君
奥 むめお君

國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

政府委員

郵政事務次官 最上 英子君
郵政省貯金局長 加藤 桂一君
事務局側
常任委員 勝矢 和三君
会専門員

本日の會議に付した案件

○郵政貯金法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(宮田重文君) ただいまより
委員会を開会いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
を議題といたします。

これより討論に入ります。御意見の
ある方は賛否を明らかにしてお述べを
願います。

○横川正市君 私はただいま議題に
なっております郵便貯金法の一部を改
正する法律案に対して、日本社会
党を代表して賛成の意を表しますと
もに、二、三その実施に当つての要望
を付しておきたいと思ひます。

その第一点は、郵便貯金が庶民の零
細な金を集めて、しかも、それを国の
最も重要な分野に使われているという
性格上からいきましても、当然庶民の
金は庶民に返すという建前のもとで運
管をされなければならぬものだと思
えておりますが、その点をさらに今後
の施策の中で十分生かしていただける
ように御努力をお願いいたします。

さらにまた、昨日大臣及び事務当局
からそれぞれ答弁されました各項目に
ついての第一は、貯金局の運営につ
いて抜本的な改正を必要とする幾多の項
目があるわけでありまして、この点
につきましては、大臣から昨日答弁さ
れました趣旨にのっとりまして、これ
らの実現方を強力に進めていただくよ
うお願いをいたしたいと思ひます。そ
の中でも、ことに市中銀行との関係、
あるいは運用権に対する当事者の発言
の問題、さらにまた貯金局の収支の赤
字克服の問題等、幾多大きな問題が介
在していると思つて、格段の御努力を
これらの点については、格段の御努力を

お願いしたいと思ひます。

以上簡潔であります。要望申し上げ
まして賛成討論にかゝりたいと思ひ
ます。

○委員長(宮田重文君) 他に御発言も
なければ、これをもって討論を終結
し、採決に入ります。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(宮田重文君) 全会一致と認
めます。よつて本法律案は原案通り可
決すべきものと決定いたしました。

なお、本會議における口頭報告の内
容及び議長に提出する報告書の作成等
につきましては、先例により委員長に
御一任を願ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宮田重文君) 順次御署名を
願ひます。

多数意見者署名

手島 栄 長谷部ひろ
剣木 亨弘 森中 守義
横川 正市 光村 基助
山田 節男 奥 むめお
新谷寅三郎 石坂 豊一
松平 勇雄 前田佳都男
鈴木 張

○委員長(宮田重文君) 郵政大臣から
発言を求められております。

○國務大臣(田中角榮君) この際一言
申し上げます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案
につきましては、慎重にかつ熱心に御
審議せられ、本日可決下され、感謝に

たえません。審議の過程において各議
員より種々有益な御発言がありました
ので、郵政当局として十分その
趣旨を体し、法の運用に対し万遺憾な
きを期し、本法本来の精神が全うせら
れるよう努力を誓ひまして、ごあいさ
つにかゝる次第であります。

○委員長(宮田重文君) 以上をもって
本日の會議は散会いたします。

午前十時五十二分散会

十一月七日日本委員会に左の案件を付託
された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法
律案(予備審査のための付託は十
一月一日)

昭和三十一年十一月十二日印刷

昭和三十一年十一月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局